主 原決定を取り消す。 本件競落は許さない。 本件を福岡地方裁判所小倉支部は

本件を福岡地方裁判所小倉支部に差し戻す

理 由 抗告の趣旨及び理由は別記のとおりである。

《要旨》(二) ところで、抵当権設定登記後の民法第六〇二条所定の期間を越えない停止条件付賃貸借で、賃借権設定〈/要旨〉求権保全の仮登記かあるものは、後日条件成就し本登記を経由すれは、仮登記の時に遡つて対抗力を生じ、その結果当該賃借権は競落人にも対抗し得るにいたるものであるから、競売期日の公告を掲示する際、でに条件不成就に確定しているものは格別、右のような賃借権はこれを競売期日の公告に掲記することを要するものと解しなければならない。

(四) 以上見たとおり原決定並びにその基礎をなす前説示の競売手続は違法で あり、本件は民事訴訟法第六七二条第三号前段第四号、第六七四条第二項、第六八 二条第二項により競落を許すことのできない場合に当るので、抗告理由に対する判 断を省略し、同法第三八六条、第三八九条に従い主文のとおり決定する。 (裁判長判事 鹿島重夫 判事 秦亘 判事 山本茂)